

皆様のご意見・ご提言をお聞かせください。

大阪市では「大阪市児童福祉法施行細則」の一部改正（案）について、市民の皆様からのご意見・ご提言を募集しています。

○応募方法

裏面の記入用紙にご意見・ご提言を記入の上、下記の宛先にお送りください。
（※郵送、FAX、電子メール、持参で受け付けております。
電話での受け付けは行っておりませんので、ご了承ください。）

○応募期限

令和8年8月20日（木）必着

○「大阪市児童福祉法施行細則」の一部改正（案）について

大阪市では、どのような家庭状況であっても、等しく、子育てができる環境を整備し、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、独自に0～2歳児の保育無償化を段階的に進めているところです。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項又は第6項の規定による措置（児童虐待等による通告や家庭裁判所等からの送致等を受け、保育が必要と判断された児童を保育所、認定こども園等に入所させる措置）に係る徴収金（以下「保育措置徴収金」という。）については、0～2歳児の保育無償化の直接的な対象である子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第1号に定める利用者負担額（いわゆる保育料）等と同等の保育サービスに対する費用の徴収であることから、保育無償化の一環として、まずは第1ステージにおいて、令和6年9月措置分から多子軽減に係る所得制限を撤廃するとともに、第2子の保育措置徴収金を無償としました。

今般、第2ステージとして、全ての児童に係る保育措置徴収金を無償とすることを目的として、令和8年9月措置分から第1子の保育措置徴収金についても無償とするに当たり、保育措置徴収金について定める大阪市児童福祉法施行細則の一部改正が必要であることから、市民から幅広く意見を募集します。

○宛先

〒530-8201

大阪市北区中之島1-3-20（大阪市役所内）

大阪市 こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 幼保利用グループ

電話 06-6208-8106 FAX 06-6202-9050

電子メールアドレス kodomoiken@city.osaka.lg.jp

開庁時間 9時から12時15分まで、13時から17時30分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

ご意見・ご提言記入用紙

「大阪市児童福祉法施行細則」の一部改正（案）について

皆様のご意見・ご提言など、お書きください。

記入欄

[illegible]

お寄せいただきましたご意見・ご提言につきましては、個人情報を除き、公表する場合があります。

また、ご意見・ご提言に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

※ 差し支えなければ、下記についてお書きください。

住所（〒 — ）
氏名 _____ 年齢（ ） 歳